

職員による障害を理由とする差別に関する法務省本省内部部局等の相談窓口

相談窓口	担当部署	相談を受ける範囲	受付時間	住所	電話番号	メールアドレス
大臣官房秘書課	人事係	大臣官房秘書課に対する相談等	午前9時30分から午後5時まで	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111	shougai-sabetsu-kaishou@moj.go.jp
大臣官房人事課	服務係	大臣官房人事課に対する相談等	午前9時30分から午後5時まで			
大臣官房会計課	人事係	大臣官房会計課に対する相談等	午前9時30分から午後5時まで			
大臣官房国際課	人事係	大臣官房国際課に対する相談等	午前9時30分から午後5時まで			
大臣官房施設課	庶務係	大臣官房施設課に対する相談等	午前9時30分から午後5時まで			
大臣官房厚生管理官	庶務係	大臣官房厚生管理官に対する相談等	午前9時30分から午後5時まで			
大臣官房司法法制部	司法法制課庶務係	大臣官房司法法制部に対する相談等	午前9時30分から午後5時まで			
民事局	総務課庶務係	民事局に対する相談等	午前9時30分から午後5時まで			
刑事局	総務課庶務係	刑事局に対する相談等	午前9時30分から午後5時まで			
矯正局	総務課人事企画係	矯正局に対する相談等	午前9時30分から午後5時まで			
保護局	総務課人事係	保護局に対する相談等	午前9時30分から午後5時まで			
人権擁護局	総務課庶務係	人権擁護局に対する相談等	午前9時30分から午後5時まで			
訟務局	訟務企画課庶務係	訟務局に対する相談等	午前9時30分から午後5時まで			